資料１

地域医療構想とは

参考：鹿児島県地域医療構想　概要版

【策定の背景】

- 我が国では、2025（令和7）年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、全人口の18%を占める超高齢社会を迎え、社会保障給付費の急激な増加が見込まれていた。

- 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を「地域医療構想」として策定し、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化・連携を進めることとされた。

【内容】

- 「構想区域」、「将来の医療需要と病床の必要量（必要病床数）」、「地域医療構想推進のための施策」を定めている。

令和6年度病床機能報告結果（南薩保健医療圏）

参考：令和7年度南薩保健医療圏地域医療構想調整会議（令和8年2月10日）資料

	病床機能結果報告（各年7月1日現在の病床数）		R7(2025)年必要病床数 ③	病床機能報告数・必要病床数との比較	
	［策定時］H27年度 ①	［直近］R6年度 ②		策定時(H27年度)と直近(R6年度)の病床数の状況（②－①）	R7年必要病床数とR6年度病床数の差（②－③）
高度急性期	62	4	69	△58	△65
急性期	1,268	710	353	△558	357
回復期	428	877	774	449	103
慢性期	1,091	624	649	△467	△25
休棟等	31	119	0	79	119
計	2,880	2,334	1,845	△546	489

※　医療機関の修正を反映させたものであるため，県HPで公表されている数値とは異なる。

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和６年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

（１）基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
 （将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等）
- 新たな構想は27年度から順次開始
 （25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等）
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

（２）病床機能・医療機関機能

①　病床機能

- これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

②　医療機関機能報告（医療機関から都道府県への報告）

- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告

③　構想区域・協議の場

- 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議（議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議）

（３）地域医療介護総合確保基金

- 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

（４）都道府県知事の権限

①　**医療機関機能の確保**（実態に合わない報告見直しの求め）

②　**基準病床数と必要病床数の整合性の確保等**

- 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
- 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

（５）国・都道府県・市町村の役割

① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化（目指す方向性・データ等提供）

② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める

③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

（６）新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

25

令和6年12月３日新たな地域医療構想等に関する検討会資料

新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

○　新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。

- 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
- 医療計画について、地域医療構想の６年間（一部３年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、５疾病・６事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。



4－1 新たな地域医療構想の策定スケジュール(案)

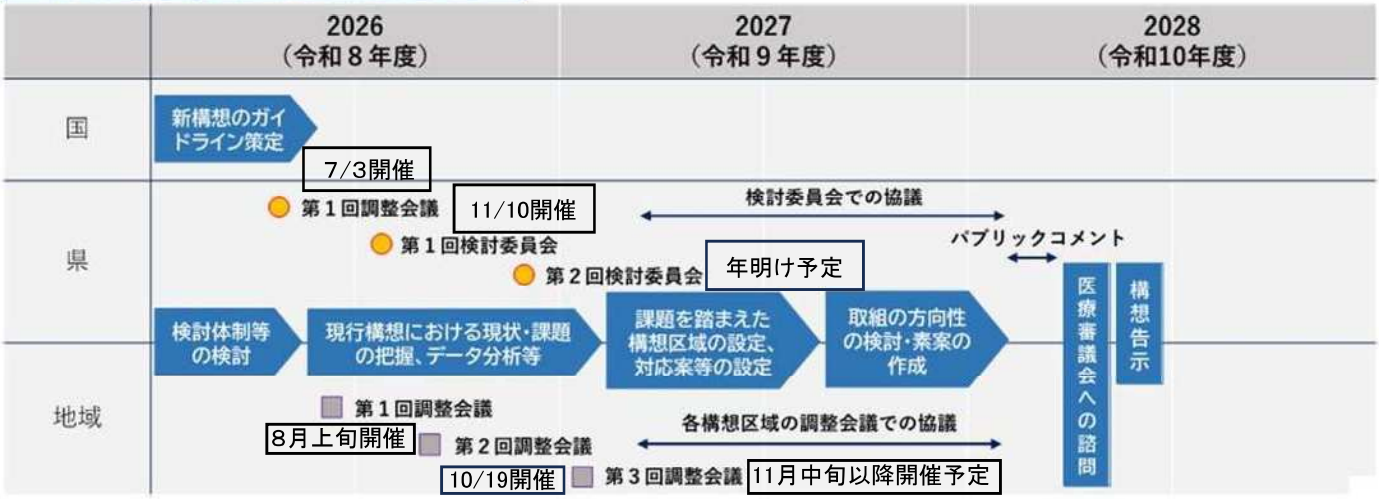
令和8年3月19日新たな地域医療構想に関するとりまとめ(p21～22一部抜粋)

○ 地域医療構想の策定は2028年度までに行うこととされている。まずは地域における現状を把握し、地域ごとの課題を共有しながら区域の設定や必要病床数の推計、医療機関機能の確保等の目的ごとに、それぞれにおいて具体的な目標を設定・共有し、取組や協議を行う。

○ 策定に向けて、2026年度から2027年度上半期を目途に、構想区域ごとに現状の把握、必要病床数の設定、医療機関機能の確保その他の2040年に向けて中心的に取り組むべき課題や都道府県単位で取り組むべき課題を設定し、必要に応じて区域の見直しを行う。

○ 課題の設定後、取組の方向性について2028年度中までに決定し、具体的な取組については第9次医療計画の検討の過程等で検討し、2035年を目途に一定の成果の確保を行う。

新たな地域医療構想の策定・検討の進め方



【今後の南薩保健医療圏地域医療構想調整会議スケジュール（予定）】

新たな地域医療構想検討委員会	南薩保健医療圏地域医療構想調整会議	開催方法	内容
第1回 11月10日（火）	第３回 11月中旬 以降	対面開催 （予定）	・新たな地域医療構想 ・地域医療介護総合確保基金事業補助金　等
第２回 年明け （予定）	第４回 ３月頃 （予定）	未定	・新たな地域医療想 ・地域医療介護総合確保基金事業補助金　等

４ページ
委員のみ配布